

2015年5月22日付け質問への回答

【1】県民の命を預かる知事の責任について

知事は「県としての考え方の基本は『県民の安全を第一に考える』ということ」と回答されました。佐賀県民の安全の根幹に「命」があると私達は思います。

(1) 知事は、原発の問題は命の問題であるという認識をされていますか。県民の命を守るという責任をどう感じていますか。

(答)

- 県民の安全を守ることが、佐賀県知事である私に課された使命だと考えています。

(2) 国・原子力規制委員会は規制委員長自らが「安全とは申し上げない」と発言しました。そのような規制委員会の審査に通ったからといって、「県民の安全を確保できた」となぜ言えますか。

(答)

- 原子力規制委員会の田中委員長の発言を引用すると、例えば、「私が申し上げているのは、科学的に100%安全、要するにゼロリスクはないんだということを技術にはそういうことを言っているわけです。これは別に私が言っているわけではなくて、大体技術が100%安全ですといった途端に大体間違えだからそういうことは言わないし、言った途端に安全性を向上させるというか安全のレベルを上げるための努力を放棄することになる」といった発言をなされています。
- 一方で昨年、原子力規制委員会が川内原子力発電所について規制基準に適合しているとして許可を行った際、田中委員長は「法律に基づいて、運転にあたり求めてきたレベルの安全性が確保されることを確認した」と述べられており、全く無責任に、「安全を担保しない」といった趣旨を発言されているものではないと認識しています。
- いずれにしても、原子力規制委員会においては、原子力発電所の安全性について厳格な審査を行っていただくことが最も重要と考えており、県としては、その状況を注視したいと考えています。

(3) 地元同意や説明会等の質問に対して、すべて「国の考えを聞いてから考える」と回答されていますが、なぜ県独自の姿勢を示さないのですか。

あの甚大な犠牲を国民に与えたにもかかわらず、福島原発事故から4年も経ても誰一人責任を取らない国を信じるに足りないのです。『県民の安全を第一に考える』のであれば、国がどうあろうと、知事として県民の命を守るんだという確固たる意志をお示してください

(答)

- 原子力発電所の再稼働の判断については、一義的に国・事業者の責任で行われるべきものであり、国は、エネルギー基本計画において「国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」とされていることから、県としては、具

体的な個別プラント毎の再稼働について、このことに基づいて、国がどのような責任を果たそうとされているのかをしっかりと確認し、見ていきたいと考えています。

- また、国は、個別プラントの設置変更許可が出て、基本的な安全性が確認された段階から、理解を得ていく範囲や住民への説明をどのようにするかも含め、各地域と協議しながら、具体的な対応を考えていくとされていますので、県としては、国から協議があったときに、国の再稼働に関する考え方をしっかりと確認した上で、他県の事例も参考にしながら、県としての考え方を整理していきたいと考えています。

(4) 私達は原発を動かさないでくださいと言い続けてきました。原発事故が起きて、被曝を強いられた時に、知事は私達に対して具体的にどのような責任をとるつもりでしょうか。

(答)

- 原子力発電所については、安全性が確認されることが大前提であり、そのため、まずは一元的に規制監督権限を有する原子力規制委員会において、各原子力発電所の安全性について、厳格な審査を行っていただくことが何よりも必要であると考えています。
- また、国や事業者においては安全性向上のための不断の取組が必要だと考えており、県としてはそうした取組を注視するとともに、国や事業者の取組を厳しく求めていきたいと考えています。
- 原子力災害対策については、これまでも、福島第一原発における事故の教訓を踏まえ、国際的知見も参考に策定されている国の原子力災害対策指針に基づき、県地域防災計画のほか、関係市町の避難計画など、原子力災害対応の基本となる計画を策定してきたところです。
- 万が一、原子力災害が発生した場合、これらの計画に沿って、実際の災害状況に応じた万全の対策をとることとしています。
- ただ、実際の災害時には計画どおりに行くとは限らないため、計画を必要以上に絶対視せず、臨機応変の対応が重要と考えています。
- 災害対策はこれで終わりということはなく、より良い地域防災計画や避難計画となるよう不断に見直していきます。
- また、最後に計画を運用するのは人であり、効果的な訓練によって、より実践的な体制を作り上げていきます。

【2】原子力災害対策指針改訂版について

原子力規制委員会は、4月22日、原子力災害対策指針を改定しました。改定版は、30キロ圏外のプルーム対策を実施する地域（PPA）の概念を削除する等、大きな問題があり、これでは住民の安全を守ることはできません。

(1) 改定版では、PPAの概念自体を削除しました。30km圏外においては特別な予防的措置は必要ないとし、基本的に「屋内退避」だけに限定しています。

昨年12月26日付の知事回答で「30キロ圏外においても、国の指針を踏まえ…30キロ圏内と同様に避難等の防護措置を実施する」とされたことと反しませんか。PPAの予防的措置なしでは県民の安全は守れないのではありませんか。屋内退避の開始と解除は具体的にどのような基準で判断するのですか。

(答)

- 平成27年3月4日付けで原子力規制庁が示した「UPZ外の防護対策について」では、「重点区域内では原子力施設から放射性物質が放出される前に施設の状況に基づき予防的な緊急防護措置として避難又は屋内退避が実施される…(中略)…仮にこれを超える大規模な放出があった場合には、重点区域外においても放出された放射性物質の影響を回避するための予防的な緊急防護措置として屋内退避の実施が必要となると考えられる。」とされており、状況に応じ、予防的な緊急防護措置として屋内退避を実施する考え方を示されています。
- また、平成27年4月22日に改定された原子力災害対策指針では、以下のとおり示されています。

第3 緊急事態応急対策

(2) 異常事態の把握及び緊急事態応急対策

(中略)

- ・原子力事業者から全面緊急事態に至った旨の通報を受けた場合には、原則としてPAZと、プラントの状況に応じてUPZの一部の範囲において、住民等に対して避難等の予防的防護措置を行う。
- ・原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。

(5) 防護措置

①避難及び一時移転

(中略)

- ・UPZ外においては、放射性物質の放出後についてはUPZにおける対応と同様、OIL1及びOIL2を超える地域を特定し、避難や一時移転を実施しなければならない。

- このように、UPZ外(30km圏外)でも状況に応じ、予防的措置としては屋内退避、放射性物質放出後の措置としてはOILの基準に基づき避難や一時移転を実施することとされており、以前のご質問に対する平成26年12月26日付けの回答と同じ考え方となっています。
- UPZ外(30km圏外)での屋内退避や解除の判断については、「UPZ外の防護対策について」では、「可能な限り早期に防護措置を実施するためには、敷地内や敷地境界で観測される空間放射線量率の変化など放出源に近い施設側の状況変化に基づき防護範囲を判断することが最適である。」「緊急時モニタリング結果等により放射性物質が当該範囲外へ通過したと判断されたときは、速やかにこの屋内退避の指示を解除することが合理的である。」とされています。

- この判断基準について、4月22日の指針改定に当たって実施された意見募集結果をまとめた資料の中で、「原子力災害対策を考える上では、このような対策が講じられてもなお予期されない事態によって格納容器等の大規模な損壊に至る可能性があることを意図的に仮定して、その際の緊急時対応の在り方を予め定めておく必要があります。この際には、格納容器の閉じ込め機能の甚大な喪失につながるどのような事象が起こるのかを予め限定することは合理的ではありません。このため、専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する必要性を判断することとしています。」との考え方を示されており、この考え方に基づき、現に発生している状況を踏まえ、原子力規制委員会の専門的知見に基づいて判断がなされることとなります。

(2) 規制委の資料では30km圏外では「安定ヨウ素剤の準備は不要」とまで書いています。知事は「国の指針の中では、30キロ圏外でも安定ヨウ素剤の服用などの防護措置が必要となる場合があるとされている」と回答されていますが、なぜ不要になったのですか。そもそも、短時間で服用しなければ効果のないヨウ素剤を、放射能放出のどの時点でどのような指示・判断で服用させることとしていますか。

(答)

- 以前のご質問に対する平成26年12月26日付けの回答では、その時点の国の原子力災害対策指針で「30km圏外でも、安定ヨウ素剤の服用などの防護措置が必要となる場合がある」としたうえ、具体的な範囲及び必要とされる防護措置の判断の考え方について、「今後検討する」とされている旨をご説明したところです。
- その後、国においてはこのことについて検討され、4月22日に指針を改定されましたが、この際実施された意見募集結果をまとめた資料の中で、UPZ外（30km圏外）の防護措置について、
- ・ 東電福島第一原発事故に匹敵する規模の重大事故を想定したとしても、UPZ外においては、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できる
 - ・ 放射性物質が大量に放出され、UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、施設の状態等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することが基本
 - ・ 安定ヨウ素剤は、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えない
- として、「UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置として、安定ヨウ素剤の服用を求めておらず、UPZ外の地方公共団体がそのために安定ヨウ素剤を備蓄する必要はありません」とされています。
- なお、安定ヨウ素剤はPAZ及びUPZ（30km圏）内の全ての住民に必要な数を余裕を持って備蓄していますので、上記のようなプルーム通過時の防護措置に限ら

ず、緊急時に安定ヨウ素剤の服用が必要となる場合があれば、国の指示に基づき、住民の皆さんへ配布し、服用していただきます。

【参考】平成26年12月26日の回答

(質問)

佐賀県の地域防災計画内の原子力災害対策篇において「佐賀県では、PAZ及びUPZ（原発から30キロ圏）の全住民の3日分の安定ヨウ素剤を、30キロ圏内の市町、保健福祉事務所等に配備している」と記されています。そもそも何故UPZ圏内の住民だけが対象となっているのでしょうか。福島においては、従来100万人に一人の確率と言われていた18才未満の子どもの甲状腺ガンの発症が急増していることは事実です。この事を踏まえて全県民に安定ヨウ素剤についての説明、及び希望者への配付を行う必要があると思いますが、貴職はいかがお考えでしょうか。

(答)

- 国の原子力災害対策指針の中では、30km圏外でも、安定ヨウ素剤の服用などの防護措置が必要となる場合があるとされています。
- この具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、まだ明らかにされておらず、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討するとされているところです。
- 原子力災害対策に係る科学的・専門的事項については、県が独自に判断するというより、原子力災害に関する多くの知見を有する国が示す指針等の考え方に基づく必要があると考えており、今年、10月から始まった国の検討チームの議論を注視し、新たな知見が示されれば、県の防災計画がよりよいものとなるよう不断に見直しをしていきたいと考えています。

(3) 30km圏外では、妊婦・乳幼児・子ども達への特別な防護措置も示されていません。特別な措置が必要ではないですか。

(答)

- (1)での回答のとおり、UPZ外(30km圏外)でも状況に応じ、予防的措置としては屋内退避、放射性物質放出後の措置としてはOILの基準に基づき避難や一時移転を実施することとなります。
- このOILの基準について、平成25年2月27日の指針改定に当たって実施された意見募集結果をまとめた資料の中で、「IAEAが国際基準文書であるGSG-2で提案しているOILは、放射線被ばくの感受性の高い胎児や子供を考慮したものであり、本指針のOILは、その水準よりも低い値となっています。」とされています。
- このため、UPZ外(30km圏外)での避難や一時移転は、胎児や子供も考慮した基準で実施するものです。

(4) これまでの指針では、一時移転の基準としてOIL2で、 $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ が計測されれば1週間以内に一時移転(避難)することになっていました。しかし、指針改定

版では、翌日に再度この基準値を超えなければ避難の判断はしないこととされました。わざわざ1日屋内退避で我慢を強いて被曝の危険を高めるのですか。

20 μ Sv/h以下は被曝と考えないのですか。プルームが通過すれば空間線量率が低下するという前提のようですが、雨雪で地面に沈着したセシウム等の放射能は測定しないのですか。

(答)

- 平成27年4月22日に改定された原子力災害対策指針では、「OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。」とされています。
- これについて、4月22日の指針改定に当たって実施された意見募集結果をまとめた資料の中で、「OIL2は、OIL1と同様に、プルームの通過後に地表に沈着した放射性物質による空間放射線量率を基礎として判断される早期防護措置の基準」「OIL2に基づく早期防護措置は、まずプルーム通過時の影響を屋内退避によって回避した上で、プルーム通過時に受ける影響が十分低減された後に実施する必要がある」「OIL2の基準値を超えたからと言って直ちに屋内退避をやめ、一時移転のために屋外で行動すると、却ってプルームからの影響を受けるおそれがある」としたうえで、「OIL2に基づく早期防護措置は1日以内を目途にその実施区域を特定する必要があることから、…(中略)…空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)で判断する」との考え方を説明されています。
- このように、万が一の原子力災害時には、UPZ(5~30km圏)においては、プルームからの影響を避けるため、まずは屋内退避していただくことが必要と考えています。
- なお、上記のとおり、OILの判断は、プルームではなく、地表に沈着した放射性物質による放射線量の測定値を基準とするものです。

(5) SPEEDI等の予測的手法は使わず、実測モニタリングで避難等を指示するとなっています。これでは、被曝しながらの避難となってしまいます。実測モニタリングで十分だと考えますか。SPEEDI等も活用すべきではないですか。

実測はどこで、どのように行うのですか。県内の測定場所や数を具体的にお答えください。

(答)

- 以前のご質問に対する平成26年12月26日付けの回答のとおり、原子力規制委員会は平成26年10月8日の委員会で、「原子力災害対策指針がその方針として示しているように、緊急時における避難や一時移転等の防護措置の判断にあたって、SPEEDIによる計算結果は使用しない」という方針を示しましたが、この理由は、「福島第一原子力発電所事故の教訓として、原子力災害発生時に、いつどの程度の(放

放射性物質の) 放出があるか等を把握すること及び気象予測の持つ不確かさを排除することはいずれも不可能であることから、SPEEDIによる計算結果に基づいて防護措置の判断を行うことは被ばくのリスクを高めかねないとの判断によるもの」とされています。

- 福島事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、現在の原子力災害対策指針では、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として、SPEEDIによる放射線量の予測ではなく、原子力発電所の状況やモニタリングによる実測の放射線量を基準として避難等の防護措置を判断することとしていますので、これに基づきSPEEDIを防護措置の判断には使用しないこととされています。
- 現在、県内には固定型モニタリングポストを26台設置し、さらに可搬型モニタリングポストを29台配備しています。詳しくは別紙のとおりです。万が一の原子力災害時には、これらに加え、移動測定車や放射線測定器を用いた空間放射線量を測定などにより、県内全域のモニタリングを実施することとしています。

(6) 県民の命に関わるこれらの重大な改定について、国に対して、県内市町や住民への説明を求めるべきではないですか。

(答)

- 国においては、原子力災害対策指針をはじめとする原子力災害対策の検討に当たって、原子力規制委員会や各種検討チームでの議論を公開されており、また、指針の改定の際には広く意見募集を行ってその結果を公表されるなど、県内市町や住民を含め、内容を広く国民に知らせる取組をされています。
- また、県や関係市町においては、指針の改定を踏まえ、地域防災計画の修正など原子力災害対策に反映し、その内容についてそれぞれ周知の取組を行っているところです。

【3】避難計画に関する知事回答への再質問

(1) 危険区域にある避難所について

避難先市町と避難元市町は、私達の質問に対して「避難施設が危険区域にある」と、数まで示して具体的な事実を回答しています。それに対して、知事が「法令に即しているから、危険区域にあるとは考えていない」ということは、事実と反しています。

① 「想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所」とありますが、「比較的少ない」とは具体的にどういうことですか。また、複合災害を想定しないのでしょうか。住民が納得いくように説明してください。

(答)

- 以前のご質問に対する平成27年4月9日付けの回答のとおり、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法では、原子力災害時の指定避難所は、想定される原子力災害による影響が比較的少ない場所にあることが求められています。
- 「原子力災害による影響が比較的少ない場所」については、原子力災害によって万

が一放射性物質が放出された場合、その影響が比較的少ない場所のことであると考えられますが、現在の避難計画で定めている避難先は、原子力災害対策重点区域の外側にあり、法令に即したものとなっています。このことは、内閣府にも確認しています。

- なお、複合災害についてのご指摘については、原子力災害の発生と同時に、避難先施設が使用できなくなるような自然災害が発生した場合は、以前のご質問に対する平成27年4月9日付けの回答のとおり、当該施設以外の避難先を確保します。

② 「自然災害が発生した場合に」起きてから「確保する」というのは、どの時点で、誰がどこに確保して、ただちに避難しなければいけない住民にどのように伝えるのですか。

(答)

- 万が一原子力災害が発生し、避難が必要となった場合は、計画している避難先施設へ避難していただくように指示することになりますが、避難先施設が使用できなくなった場合、または使用できない見込みとなった場合は、その時点で、県と関係市町、必要に応じて国や他の都道府県との間で調整を行い、別の避難先施設を確保します。
- 福島の実例からも放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は一定の方向に限られると考えられ、計画上避難先とされていても使用しない施設を、避難先として活用可能です。また、県内の施設では避難先が不足する場合は、他の都道府県に避難先を確保します。
- そのうえで、当初指示した避難先施設や避難経路上での誘導のほか、あらゆる手段を用いた広報により、確保した避難先施設へ誘導を行います。

③ 現に市町からの不安や心配の声も出ています。避難所運営の見直し等の協議の際に「危険区域」の問題を「別に」せず、協議の上、見直しをすべきではないでしょうか。

(答)

- ①のご質問への回答のとおり、現在の避難計画で定めている避難先は、法令に即したものであり、現時点で見直しが必要とは考えていません。
- なお、ご意見のあったことに限らず、県は、関係市町と協議しながら、見直しが必要な点があれば随時見直しを行い、よりよい避難計画となるように取り組んでおり、今後も不断に取り組んでいきます。

(2) スクリーニング訓練について

私達は実際に行われた避難訓練を見学した上で、具体的な質問をしていますが、何も答えていただけていません。まず前回の質問に1つ1つお答えください。

〈前回の質問〉(再掲)

① スクリーニング訓練に参加する避難車両は21台だけでしたが、それでも順番待ちの行列ができました。最悪の想定では、何台何人がここに来て、すべての作業が

終わるのにどのくらいの時間がかかりますか。

(答)

- 昨年度、国が暫定的に示した検査時間の目途は、車両1台2分、住民1人1分と想定されており、県としてもこの時間内に検査ができる体制を整えています。
- 事故の規模や渋滞の状況に応じて、県外からの支援要員や資機材も活用して、随時、検査列数や検査箇所数を増やし、避難に支障のないよう臨機応変に対応をしていきます。
- 県としては、万が一の原子力災害時に備え、できるだけ効率的に検査ができるよう、新たに国が示したマニュアルなども踏まえ、検査体制を見直していきます。

② 車両の除染訓練はなされませんでした、「国の指針で方法が決まっていなかった」と現場の方は言われました。いつ決まるのですか。その際、訓練はしないのですか。スクリーニングと除染はセットで行なわなければ、スクリーニングポイントを設置する意味がないのではないですか。

(答)

- 平成27年3月31日付けで国が示したマニュアルでは、除染方法についても示されました。
- 訓練については、一定程度の制約の中で実施するため、毎年度すべての項目を実施することは困難ですが、関係機関とも調整のうえ、できる限り避難退域時検査と除染をセットで訓練できるよう検討していきます。
- なお、除染の訓練については、平成24年度には実施しました。

③ 除染が必要とされる基準値がβ線で40000cpmとのことです。これは120Bq/cm²に相当しますが、これは法令で定められている「放射線管理区域からの物の持ち出し基準」4Bq/cm²の30倍にもなります。たとえば29倍の値を示しても、「汚染なし」と判断されて、除染もせずに通過させることになります。放射能汚染を拡大することになりませんか。

(答)

- 避難退域時検査で適用されるβ線40000cpmは、原子力災害時に、住民の不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防ぐため、除染を講じるための基準です。
- 一方、放射線管理区域からの持ち出し基準は、平常時に放射性物質を管理区域からみだりに持ち出さないよう管理するための基準であり、緊急時の住民の安全確保のための基準とは、基本的な性質が異なるものと考えられます。

④ 「除染の際に出る放射能汚染廃棄物の処理はどうするのか」との質問に県は「事業者九州電力の責任で処理してもらおう」と回答されましたが、「具体的にどう処理するのか」と尋ねても「九州電力が検討中」とだけでした。いつまでに検討するのですか。事故が起きてからですか。

九州電力にもスクリーニング訓練の場にももらい、処理訓練もする必要があるのではないですか。

3. 11 後、放射能に汚染されたゴルフ場が裁判に訴えても「原発から飛散した放射性物質は『無主物』であり、東京電力の所有物ではない」とされたことがありました。これが九電だったらどのように思われますか。また、放射能が目には見えず無味無臭であることをいいことに無責任な飛散を許すのは、住民を安全安心から守れないのではないのでしょうか。

(答)

- この点については、川内原発の原子力防災対策に関するワーキンググループが開かれた際に、九州電力の経営者も出席の場で、除染の際の放射能汚染廃棄物の処理については、事業者である九州電力が行うことが確認されています。
- 放射能汚染廃棄物の処分訓練については、除染訓練と合わせて、実施の可否も含め、九州電力と調整を行います。
- 個別の裁判については、コメントは差し控えますが、九州電力においては、万が一にも事故が起こらないよう、十分な安全対策を講じていただくことが重要だと考えます。

⑤ スクリーニングはすべての避難住民に必要です。なのに、なぜスクリーニング訓練は1か所だけしかやらないのですか。避難訓練はUPZ内のごく一部の住民が対象ですが、せめて、すべての訓練参加住民がスクリーニング訓練も行うべきではないのでしょうか。

(答)

- 訓練については、時間や人員の制限があるため、参加者のうちの特定の地区の住民にのみ避難退域時検査を受けていただいています。
- 今後できるだけ多くの方に参加いただけるよう検討していきます。

〈新たな質問〉

スクリーニングと除染の方法について、「国から近日中にマニュアルが示される」と回答されました。

原子力規制委員会のホームページで確認したところ、5月15日に開催された「第2回原子力災害時の医療体制の在り方に関する検討チーム」において、「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について（2014年6月9日）」を廃止し、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」を新マニュアルとして扱うこととしたようです。

⑥ 新マニュアルでの変更点を具体的に教えてください。

(答)

- 「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について（2014年6月9日）」は、避難退域時検査について、ポイントとなる考え方

が2ページ分示されていたのみでしたが、国が新たに示した「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」では、基本的な考え方は引き継いでいますが、各項目について、20ページにわたって具体的なマニュアル化がなされています。

- 実施計画の内容、標準的な要員構成や要員数、必要な資機材一覧、バックグラウンドの測定や、車両、住民、携行物品の検査方法及び手順、簡易除染の方法、汚染物等の取扱いについて、具体的に示されるとともに、検査場所の配置例や各種測定器の操作方法、記録様式の例、個人防護装備の例等が示されています。
- 参考資料として、両資料を添付します。

⑦ 検査対象を「避難等の指示を受けた住民」として、「その他の住民を区別」しています。区別が困難な場合のみ「その他の住民」も「避難指示を受けた住民」としてみなして対象とするとしています。また、「放射性物質が放出される前に予防的に避難した住民は含みません」としています。

以下の方はスクリーニングを受けさせないということですか。

- ・ 30キロ圏内で、「避難指示」対象地域外の住民で自主避難した方
- ・ 30キロ圏内で、実測値で放射線量率 $499\mu\text{Sv/h}$ 以下が計測されて、1日待たずに避難した方
- ・ 5キロ圏内の住民

この住民らが、放射能による健康被害を受けないと言えますか。

(答)

- 原子力災害時には、避難指示に従って避難していただくことが重要です。
- 避難退域時検査は、避難指示を受けて避難をされた方を対象として実施することになりますが、マニュアルにあるとおり、避難指示を受けて避難する住民とその他の住民を区別することが困難な場合には、全て避難等の指示を受けた住民とみなして検査を実施します。

⑧ 今回のスクリーニング訓練の検証結果を教えてください。

(答)

- 今回は、1台あたり2分という基準に対して概ねその範囲内で実施することができましたが、1ラインのみの設定であったため、それに応じた車両台数分の待ち時間が生じていました。
- 避難者が、できるだけ早く避難退域時検査を完了し避難していただけるよう、今後も、運用体制を見直し、1台あたりの検査員を増やしたり、ゲートモニタを導入するなどして、検査時間の短縮化、効率化を検討していきます。

⑨ 県民の命を守る立場として、国からの指示待ちという消極的姿勢でなく、今回の現場での検証結果を県から率先して国に示し、意見を国に出すことはしないのですか。

(答)

- 昨年度、放射線医学研究所の専門家による検討も踏まえ作成されたマニュアルが3月31日付けで示されましたので、この内容も踏まえて、検査体制を見直していきます。
- 他の原子力災害対策と同様、避難退域時検査についても、内閣府や原子力規制庁、その他の関係機関と、必要に応じて随時やり取りを行い、改善を図っていきます。

(3) 避難計画全体にかかわる認識について

ここでも具体的な質問に対して、国の一般的な指針の説明だけで、具体的な回答をいただけていません。飯舘村の住民は、そもそも誤った指示・判断のために被曝を強いられたというのが事実です。知事の回答は、その誤った指示を正当化する回答であり、前知事と同じく、住民を「放射能被曝」から守る、命を守るという姿勢がまったく感じられません。

① $500\mu\text{Sv}/\text{h}$ や $20\mu\text{Sv}/\text{h}$ というのは日常生活ではありえない高い放射線の数値です(平常時約 $0.05\mu\text{Sv}/\text{h}$ の1万倍と400倍)。緊急時だからといって、私達はこのことを容認していません。福島の実状を見ればわかるように佐賀県民へ被曝を強要することになります。住民に対して納得のいく説明をしてください。

(答)

- 九州電力においては、万が一にも放射性物質が放出されるような事態とならないよう、十分な安全対策を講じていただくことが重要だと考えます。
- 一方、原子力災害対策は、原子力規制基準で要求されている安全対策が講じられてもなお、予期されない事態による事故が発生することを仮定し、不測の事態にも対処できるよう検討するものです。
- そのような中で、以前のご質問に対する平成27年4月9日付けの回答のとおり、現在の県の地域防災計画では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、UPZ(5~30km圏内)においては、「全面緊急事態」となった場合には原則屋内退避としたうえ、空間線量率が毎時20マイクロシーベルトを超える地域では1週間以内、毎時500マイクロシーベルトを超える地域では1日以内に避難することとしています。
- 国際基準と比較した場合、上記の毎時20マイクロシーベルトに対してIAEAの基準は毎時100マイクロシーベルト、毎時500マイクロシーベルトに対してIAEAの基準は毎時1000マイクロシーベルトとなっています。
- 国の指針は、福島の事故における教訓や国際基準を踏まえた上で、住民への放射線の影響を最小限に抑えるための考え方として定められたものです。

② 知事の言われる「福島における原子力災害の教訓」とは何でしょうか。

(答)

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故については、旧原子力安全委員会や原子力規制委員会などにおける原子力災害対策の見直し検討や、国会、政府、民間の事故調査

委員会による報告書を含む様々な場面で、問題点の指摘や見直しに関する多くの提言がされてきています。これらの一つ一つが、福島における原子力災害の教訓であると考えています。

- 一例として、原子力安全委員会が平成24年3月にまとめた「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について「中間とりまとめ」では、福島における原子力災害の教訓として、「過去の原子力あるいは放射線の緊急事態と同様、“過酷事故は起り得ない”いわゆる安全神話として、その備えが十分でなかった点」や「現行の防災基本計画や防災指針の主に予測システムに基づく防護措置実施の考え方が、国際社会が共有する防護措置実施の基本的考え方とは大きく異なっていたにもかかわらず、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生するまでの間、見直しが不十分であったこと」などがあげられています。
- また、原子力災害に限らず、また本県における災害であるかどうかに関わらず、災害が発生した場合には、災害対策のあり方について、様々な反省点や教訓が生まれます。
- 災害対策にこれで終わりということではなく、こうした反省点や教訓を踏まえ、不断に見直していくことが重要だと考えています。